

令和7年もとす広域連合議会

第2回定例会 会議録

令和7年10月21日（火） 開会
令和7年11月 7日（金） 閉会

もとす広域連合

令和7年第2回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（10月21日）

| | |
|--|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 2 |
| ○説明のため出席した者 | 2 |
| ○職務のため出席した職員 | 2 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○議事日程の報告 | 3 |
| ○議席の指定 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○議長の選挙 | 5 |
| ○日程の追加 | 7 |
| ○副議長の選挙 | 7 |
| ○常任委員会委員の選任 | 8 |
| ○議会運営委員会委員の選任 | 9 |
| ○承認第1号より議案第12号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第13号より議案第20号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託 | 10 |
| ○散会の宣告 | 24 |

第 2 号（11月7日）

| | |
|--------------------------------|----|
| ○議事日程 | 25 |
| ○本日の会議に付した事件 | 25 |
| ○出席議員 | 25 |
| ○欠席議員 | 25 |
| ○説明のため出席した者 | 26 |
| ○職務のため出席した職員 | 26 |
| ○開議の宣告 | 27 |
| ○議事日程の報告 | 27 |
| ○一般質問 | 27 |
| 関谷守彦議員 | 27 |
| ○議案第13号及び議案第14号の一括上程、委員長報告、質疑、 | |

| | |
|---------------------------|----|
| 討論、採決 | 39 |
| ○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 40 |
| ○議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 45 |
| ○議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 47 |
| ○議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 50 |
| ○議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 51 |
| ○議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 52 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について | 53 |
| ○閉会の宣告 | 53 |
| ○署名議員 | 55 |

令和7年第2回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和7年10月21日（火曜日）午前9時35分開会

- | | | |
|-------|--------------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 諸般の報告 | |
| 日程第 5 | 議長の選挙 | |
| 日程第 6 | 常任委員会委員の選任 | |
| 日程第 7 | 議会運営委員会委員の選任 | |
| 日程第 8 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第10号 | もとす広域連合監査委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第11号 | もとす広域連合公平委員会委員の選任について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第13号 | もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第14号 | もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第19号 | 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号） |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加日程第1 副議長の選挙

出席議員（15名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 広 瀬 守 克 | 2 番 | 藤 橋 直 樹 |
| 3 番 | 若 原 達 夫 | 4 番 | 古 野 裕美子 |
| 5 番 | 河 村 正 通 | 6 番 | 堀 田 靖 則 |
| 7 番 | 翠 昭 博 | 8 番 | 高 橋 知 子 |
| 9 番 | 関 谷 守 彦 | 10 番 | 馬 淵 ひろし |
| 11 番 | 棚 橋 敏 明 | 12 番 | 若 園 五 朗 |
| 13 番 | 井 野 勝 已 | 14 番 | 飯 尾 龍 也 |
| 15 番 | 鏑 本 規 之 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|------------------------|-----------|---------------|---------|
| 連 合 長 | 藤 原 勉 | 副 連 合 長 | 森 和 之 |
| 副 連 合 長 | 戸 部 哲 哉 | 代 表 監 査 委 員 | 江 尾 友 宏 |
| 事 務 局 長 | 五 井 淳 人 | 総 務 課 長 | 川 村 忠 彦 |
| 介 護 保 険 課 長 | 野 田 秀 樹 | 会 計 管 理 者 | 臼 井 誠 |
| 老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長 | 大 塚 修 | 療 育 医 療 施 設 長 | 吉 川 博 喜 |
| 衛 生 施 設 長 | 喜 多 川 正 義 | | |

職務のため出席した職員

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 書 記 長 | 桂 川 伸 哉 | 書 記 | 田 中 久 子 |
| 書 記 | 坂 上 翔 | | |

開会 午前 9時35分

◎開会の宣告

○副議長（若園五朗君） 議長不在のため、この間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は15人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第2回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○副議長（若園五朗君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（若園五朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎議席の指定

○副議長（若園五朗君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（若園五朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、

7番 翠 昭博君

11番 棚橋敏明君

を指名いたします。



◎会期の決定

○副議長（若園五朗君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月14日の議会運営委員会において、本日から11月7日までの18日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から11月7日までの18日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○副議長（若園五朗君） 続いて、日程第4、諸般の報告を行います。

3件報告いたします。

1件目は、北方町議会議員の当広域連合議会議員辞職に伴う選出議員等について報告いたします。

令和7年9月12日に、北方町議会選出の古野裕美子君、河村正通君、杉本真由美君から辞職願が提出され、同日、議長が許可したことに伴いまして、当広域連合議会議員の3名の欠員が生じました。これを受けまして、同日、北方町議会定例会において欠員の選挙が行われまして、古野裕美子君、河村正通君、井野勝巳君の3名が当選されました。

また、委員会条例第7条第4項のただし書の規定により、議会運営委員会委員に古野裕美子君と河村正通君を、総務介護常任委員会委員に井野勝巳君を、老人福祉常任委員会委員に河村正通君を、療育医療衛生常任委員会委員に古野裕美子君を議長がそれぞれ指名いたしましたところでございます。

また、監査委員の杉本真由美君が令和7年9月12日に当広域連合議会議員を辞職したことに伴いまして、議会選出監査委員に欠員が生じました。

2件目は、本巢市議会議員の任期満了に伴う選出議員等について報告します。

令和7年9月30日の任期満了により、当広域連合議会議員5名に欠員が生じました。これを受けまして、令和7年10月10日の本巢市議会臨時会におきまして欠員の選挙が行われ、堀田靖則君、翠 昭博君、高橋知子君、飯尾龍也君、鏑本規之君の5名が当選されました。

なお、委員会条例第7条第4項のただし書の規定によりまして、議会運営委員会委員に飯尾龍也君、鏑本規之君の2名を副議長が指名いたしました。

3件目は、議会運営委員会の委員長及び副委員長についてでございます。

本巢市選出の河村志信議会運営委員会委員長が本巢市議会議員の任期満了となったことに伴いまして、当広域連合議会議員も任期満了になったことで、委員長が欠員となりました。10月14日の議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の規定によりまして互選による選出を行った結果、副委員長でありました馬渕ひろし君が委員長に決定し、これにより欠員となった副委員長は飯尾龍也君に決定いたしましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。



◎ 議長の選挙

○副議長（若園五朗君） 日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（若園五朗君） ただいまの出席議員は15名でございます。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に、

1番 広瀬守克君

8番 高橋知子君

を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（若園五朗君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（若園五朗君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（若園五朗君） 異状はないものと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名をご記入ください。

それでは、議席番号1番の議員から順番に投票をお願いいたします。私は最後に投票いたします。お願いします。

〔投票〕

○副議長（若園五朗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（若園五朗君） 投票漏れはないものと認めます。

よって、投票は終了いたしました。

ただいまから開票を行います。

広瀬守克君及び高橋知子君、開票の立会人をお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（若園五郎君） 選挙の結果を申し上げます。

投票総数15票。投票者数と投票数は符合いたします。

有効投票14票。無効投票1票。

有効投票のうち、若園五郎君、13票。飯尾龍也君、1票。白票、1票。以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、若園五郎君が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若園五郎君） それでは、就任に当たりましてご挨拶申し上げます。

ただいま、もとす広域連合の議長に就任いたしました瑞穂市選出議員の若園五郎です。

このたび、皆様方の温かいご信任をいただき、二度目となる議長という大任を拝しました。前回のときよりも身の引き締まる思いでございます。

さて、一度目の議長就任は令和2年5月でございましたが、この年度にも、もとす広域連合第5期広域計画が策定されました。そして、二度目の議長就任となった今年は、第6期広域計画の策定年度でございます。5期、6期と連続して計画策定の年度の議長となったこと、これには何かのご縁を感じるところでございます。その内容に注力していく所存でございます。よろしく申し上げます。

次に、介護保険事業についてです。

現在、第10期介護保険事業計画の策定に向けて動き出しているところでございます。計画策定に当たりましては、介護保険サービスの利用者負担につきまして、論点の一つになるかと考えておるところでございます。もとす広域連合管内の住民に影響するところでございます。住民のために全力を尽くす所存でございます。

また、大和園、療育医療施設、衛生施設の各施設におきましては、住民にとってよいサービスが提供できる施設になるよう、議員各位の議論を期待するところでございますので、各常任委員会においてはそれぞれ課題を整理していただき、よろしく申し上げます。

もとす広域管内の人口は、現在10万7,000人程でございます。もとす広域連合管内の住民の声を十分反映していただきたいと思っております。人口減少が進む中、広域連合が担う福祉分野の役割がますます重要となっているところでございます。

広域連合は、2001年（平成13年）でございますが、これで24年経ちます。広域連合は今後も、広域的な視点から住民サービスの質の維持・向上に資するよう積極的に提言を行うなど、議長の職務を果たしてまいります。もとす広域連合議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上をもちまして、もとす広域連合議会議長の若園五朗の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔新議長、議長席に着席〕

- 議長（若園五朗君） これより私が議長を務めます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



◎日程の追加

- 議長（若園五朗君） ただいま副議長が欠けております。
お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1といたしまして、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思ひます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として選挙を行うことに決定いたしました。



◎副議長の選挙

- 議長（若園五朗君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思ひます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に飯尾龍也君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました飯尾龍也君を副議長の当選人とすることに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました飯尾龍也君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました飯尾龍也君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によりまして、副議長に当選されたことを告知いたします。

飯尾龍也君、ご挨拶をお願いします。

○副議長（飯尾龍也君） ただいま副議長に指名推選されました本巢市議会の飯尾龍也でございます。大変若輩者でございます。なかなか不慣れでございます。

議長を補佐し、また、もとす広域連合の市民・町民のための実りある議会を運営してまいりたいと思います。議員の皆様におかれましては、何とぞご協力よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（若園五郎君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会委員の選任

○議長（若園五郎君） 日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。

そのまましばらくお待ちください。

〔委員会名簿配付〕

○議長（若園五郎君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◎ 議会運営委員会委員の選任

○議長（若園五朗君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によりまして、先ほどお手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、それぞれの委員会において委員長及び副委員長を決めていただきたいと思います。

総務介護常任委員会は第2会議室において、老人福祉常任委員会は第1委員会室において、療育医療衛生常任委員会は第3会議室において開催しますので、移動をお願いいたします。また、議会運営委員会は各常任委員会終了後に第1委員会室で開催いたしますので、移動をお願いします。

なお、各委員会においては、委員会条例第9条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時21分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長及び議会運営委員会の委員長、副委員長がお手元に配付した名簿のとおり決定いたしましたので、発表いたします。

総務介護常任委員会委員長、若原達夫君。総務介護常任委員会副委員長、翠 昭博君。老人福祉常任委員会委員長、棚橋敏明君。老人福祉常任委員会副委員長、河村正通君。療育医療衛生常任委員会委員長、馬淵ひろし君。療育医療衛生常任委員会副委員長、高橋知子君。議会運営委員会委員長、広瀬守克君。議会運営委員会副委員長、飯尾龍也君。

以上のとおりです。

◇

◎承認第1号より議案第12号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第13号より議案第20号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（若園五朗君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてより日程第20、議案第20号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、提案説明を申し上げます。

本日ここに、令和7年第2回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年は、年初から春先にかけて全国各地で林野火災が発生し、林野のみならず多くの住家も焼失するなど、その被害は甚大なものでございました。夏には線状降水帯による局地的な豪雨で水害が発生し、大きな被害を受けた地域も多くございました。

また、小康状態でありました新型コロナウイルス感染症は、一時期には患者数が増えるなど、引き続き注意が必要な状況である中、インフルエンザについても、例年より早く流行期に入ったとの情報も流れてきております。これからの季節、これらの感染症などには、特に注意を払っていく必要がございます。

当広域連合には、多くの高齢者が利用している大和園、子供が利用している幼児療育センターがございますので、それら施設におきましては、引き続き職員、利用者の健康管理や衛生管理の徹底に努めてまいります。

また、当広域連合が運営いたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましても、地域住民の皆様の福祉の向上と、身近な広域行政機関としてその役割を果たすため、引き続き誠心誠意努めてまいります。

議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、専決処分に関する承認案件が2件、委員の選任に関する案件が2件、岐阜県市町村職員退職手当組合からの協議案件が1件、条例の改正に関する案件が2件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の合計13件でございます。

それでは、ただいまより、今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正す

ることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例及びもとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、新たに井野勝巳氏を委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。

現在、委員である大下吉恵氏の任期が本年10月24日に満了するため、新たに有里弘幸氏を委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項及びもとす広域連合規約第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第12号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第13号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の改正に伴い、引用する条文を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号 もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、引用する条文を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額は前年度比較1.8%増の5億6,862万820円、歳出総額は前年度比較2.0%増の5億2,745万2,918円、歳入歳出差引額は4,116万7,902円でございます。

一般会計は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成されております。

歳入では、繰入金及びサービス事業収入などで4,432万2,471円の増、分担金及び負担金、使用料及び手数料、及び繰越金などで3,409万1,391円の減により、合計で1,023万1,080円の増額となりました。

歳出では、民生費、衛生費及び公債費などで3,902万1,854円の増、総務費で2,875万1,218円の減により、合計で1,027万636円の増額となりました。

引き続き、経常的な経費などの抑制を図るなど創意工夫を行いながら、堅実な運営に鋭意努力してまいります。

次に、議案第16号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において予算上最大を占めます介護保険事業の歳入総額は前年度比較2.5%増の88億1,410万5,847円、歳出総額は前年度比較4.6%増の84億7,105万6,171円、歳入歳出差引額は3億4,304万9,676円でございます。

歳入では、保険料が収納率の向上により2,411万4,548円の増となったほか、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などの増により、合計で2億1,527万4,994円の増額となりました。

歳出では、介護サービス給付費等である保険給付費の増、介護予防・生活支援サービス事業費等である地域支援事業費などの増により、合計で3億7,162万7,997円の増額となりました。

今後も、介護保険計画の基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を念頭に、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様に、介護保険制度への理解や啓発に、より一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取組の改善を図り、収納率の向上を目指してまいります。

次に、議案第17号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額は前年度比較5.5%増の9億8,889万484円、歳出総額は前年度比較5.1%増の8億8,871万491円、歳入歳出差引額は1億17万9,993円となりました。

歳入では、介護保険事業収入であるサービス事業収入が4,694万4,158円の増となったほか、諸収入のその他の事業収入が、令和5年11月より養護老人ホームの契約入所事業を開始したことで760万1,910円の増となったことなどにより、合計で5,133万9,482円の増額となりました。

歳出では、主に老人福祉施設財政調整基金積立金による総務費の増、主に養護老人ホーム管理費である民生費の増により、合計で4,281万2,930円の増額となりました。

なお、老人福祉施設財政調整基金より9,000万円を繰り入れ、一方で積

立金として6,740万4,706円を繰り出したことで、当該基金の年度末現在高は1億3,624万9,685円となっています。

当老人福祉施設大和園は、昭和29年の開園以来71年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ公設・公営ということからも、地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。今後も、施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。

次に、議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,265万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,525万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、財政調整基金繰入金307万7,000円の増額、令和6年度決算額が確定したことに伴う繰越金1,958万2,000円の増額でございます。

歳出の主なものとしましては、総務費は人事異動に伴う人件費、財政調整基金積立金等2,423万9,000円を増額しております。また、民生費は人事異動に伴う人件費等17万9,000円を、衛生費も人事異動に伴う人件費等140万1,000円をそれぞれ減額しております。

次に、議案第19号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,604万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,704万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、令和6年度決算額が確定したことに伴う繰越金2億5,304万9,000円の増額、基金繰入金1億753万6,000円の減額でございます。

歳出の主なものとしましては、令和6年度の精算によって生じる償還金として、諸支出金で1億4,773万7,000円の増額でございます。

次に、議案第20号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,437万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億57万5,000円とするものでございます。

歳入としましては、令和6年度決算額が確定したことに伴う繰越金4,017万9,000円の増額、介護人材確保・職場環境改善等事業補助金として、県支出金で419万6,000円の増額でございます。

歳出の主なものとしましては、総務費で老人福祉施設財政調整基金積立金5,561万7,000円を増額しております。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議いただきまして、適切なお決定を賜りますようお願いを申

し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 続きまして、一括議題中、議案第15号より議案第17号までの令和6年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、江尾友宏君。

○代表監査委員（江尾友宏君） それでは、監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、令和6年度もとす広域連合一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、合計3つの会計です。

審査は令和7年9月3日に、もとす広域連合監査基準及び決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月出納検査の結果と併せ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、審査した限りにおいて関係法令に適合しており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であるものと認めました。

また、予算の執行及び財務事務は、おおむね適正に行われているものと認めました。

それでは、ご報告申し上げます。

一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書5ページの3、実質収支をご覧ください。

令和6年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額103億7,161万7,151円、歳出総額98億8,721万9,580円、実質収支額4億8,439万7,571円の黒字となりました。

6ページへお進みください。

もとす広域連合規約に基づく市町負担金ですが、令和6年度は、瑞穂市より7億2,701万8,000円、本巢市より6億7,139万1,000円、北方町より2億9,776万4,000円で、合計16億9,617万3,000円でした。

7ページへお進みください。

公債の償還状況について、令和6年度は3,114万6,052円を元金償還して、年度末現在高は4億8,021万6,352円となりました。

8ページ、9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は5億6,862万820円、歳出総額は5億2,745万2,918円、差引き4,116万7,902円の剰余金が生じました。

一般会計については、総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けて説明いたします。

10ページ、11ページへお進みください。

総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億58万4,786円、歳出総額は9,632万2,892円、差引き426万1,894円の剰余金が生じました。

総務分につきましては、市町派遣職員人件費負担金、職員給与等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

12ページ、13ページへお進みください。

療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億7,487万8,786円、歳出総額は1億5,888万2,042円、差引き1,599万6,744円の剰余金が生じました。

幼児療育センターにつきましては、発達支援が必要な就学前の子供に対して相談・療育指導を実施されております。令和7年1月には、地域障害児支援体制中核拠点として登録を受けたことから、地域療育の専門事業所として、今後も引き続き、子供とその家族に対する支援の充実と地域における支援体制の強化に努めていただくことを望みます。

審査の結果、休日急患診療所を含め、適正に処理されていると認めました。

14ページ、15ページへお進みください。

衛生施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は2億9,315万7,248円、歳出総額は2億7,224万7,984円、差引き2,090万9,264円の剰余金が生じました。

衛生施設につきましては、施設保全計画に基づいて、計画的な施設設備の予防保全が行われております。また、突発的な設備の故障が発生した場合においても、施設の稼働に支障を来す前に対応できていますので、引き続き住民生活に影響を及ぼすことのないよう、適切な管理に努めていただくことを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

次に、特別会計について説明します。

16ページ、17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は88億1,410万5,847円、歳出総額は84億7,105万6,171円、差引き3億4,304万9,676円の剰余金が生じました。

令和6年度の歳入は、前年度に比べ2億1,527万4,994円の増額となりました。歳出は、前年度に比べ3億7,162万7,997円の増額となりました。

保険料の収納状況としましては、全体の収納率は97.78%から97.81%に上昇しました。収納率は平成29年度以降、8年連続での上昇となっております。また、不納欠損額は937万2,800円でした。こちらは2年連続での減少となっております。

収納率の上昇と不納欠損額の減少という2つの結果を見ると、昨年同様、徴収に尽力されたものと考えられますが、組織市町間において、徴収に対する対応力に差があるようです。収納対策として、取組状況に関する情報交換が行われていることから、引き続き保険料納付の公平性を保つために、組織市町と協力して徴収体制を強化し、不納欠損額及び収入未済額の減少

に努力していただくことを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

18ページ、19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は9億8,889万484円、歳出総額は8億8,871万491円、差引き1億17万9,993円の剰余金が生じました。

歳入は、前年度に比べ5,133万9,482円の増額となりました。主な要因は、施設介護事業収入2,058万5,948円をはじめとして、サービス事業収入が4,694万4,158円の増額となったほか、繰越金が1,497万5,561円、養護老人ホーム契約入所事業収入が760万1,910円の増額となったことによります。

養護老人ホーム契約入所事業収入は、令和5年11月から開始した事業に係る収入です。令和5年度は、年度途中ということもあり58万3,470円の収入となっていました。令和6年度は、当該事業の周知に努めたことにより利用者が増え、大きく収入を伸ばしております。

歳出は、前年度に比べ4,281万2,930円の増額となりました。主な要因は、工事請負費が3,663万円の減額となりましたが、老人福祉施設財政調整基金への積立金として6,740万4,706円を積み立てることができたことによります。

なお、人件費に着目しますと、人事院勧告及び会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなったことにより、職員給与等と会計年度任用職員報酬等の合計金額は、1,360万6,371円の増額となりました。

審査の結果、適正に処理されていると認めましたが、老人福祉施設特別会計は、歳入歳出差引額に財政調整基金積立金を加え、繰越金と財政調整基金繰入金を差し引いた実質単年度収支について、4年連続で赤字となっていました。

令和6年度も、1,375万4,742円の赤字となりましたが、前年度の8,382万1,069円と比較すると、実質単年度収支の赤字額は7,006万6,327円少なくなっております。また、当年度は、先ほど述べました養護老人ホーム契約入所事業収入の増加といった経営改善の成果が見受けられます。

しかし、今後、老朽化した設備や備品について、更新費用の発生が見込まれることから、引き続き強い危機感を持って、さらなる経営の改善に取り組んでいただくよう望みます。

以上、決算審査に係る意見について報告させていただきましたが、この意見は、杉本前監査委員と合議によるものであることを申し添え、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開いたしますので、移動をお願いいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時52分

- 議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
承認第1号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
承認第1号に対し、まず、反対討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（若園五朗君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認されました。
日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
承認第2号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項

の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

承認第2号に対し、まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては承認されました。

日程第10、議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、井野勝巳君の退場を求めます。

〔13番（井野勝巳君）退場〕

○議長（若園五朗君） 議案第10号に対する質疑はありませんか。

鏑本規之君。

○15番（鏑本規之君） よく分かりませんので、お聞きをするわけであり、議長において。

今、井野議員が退席をされたわけでありましてけれども、提案された人がまだ誰かも分からないうちに退席するということは……

〔「提案してある」と言う人あり〕

○15番（鏑本規之君） おかしいのではないかなというふうな気がして仕方がないので、今聞いたわけでありまして。

退席する場合においては、名前が指定されたりしたときに、その後、退席するのが筋じゃないかなと思っております。また、提案の中にもし私の名前があったら、私も後で出ていくのかなというふうな思いをしておりますので、議長においては、よろしくご判断のほど、お願いをいたします。

○議長（若園五朗君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時04分

- 議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
先ほど読みました議題について、もう一回繰り返します。一部訂正します。
- 日程第10、議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。
- 井野勝已議員を任命したいと思います。
- 議長（若園五郎君） 議案第10号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
議案第10号に対し、まず、反対討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
議案第10号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（若園五郎君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。
井野勝已君の入場を許可いたします。
〔13番（井野勝已君）入場、着席〕
- 議長（若園五郎君） 井野勝已君に申し上げます。
井野勝已君を監査委員に選任することについては同意されました。おめでとうございます。
ただいま監査委員に選任されました井野勝已君に、ご挨拶をお願いしたいと思います。
- 13番（井野勝已君） ただいま監査委員に選任されたようでございますが、広域連合のこういった形の中で、正確に審査ができますように努めて

まいります。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（若園五朗君） 日程第11、議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

棚橋君。

- 11番（棚橋敏明君） 公平委員会、こちらの構成ですね。人数とか、そういったことですね。それと業務の内容、そして委員の任期、そして、先ほど決算資料にも出ておりましたが、委員の報酬ですね。

それと、あと一つ、なぜ北方町さんばかりなのかなと、ちょっと疑問に思ったものですから、北方町の方が今回任期満了になったから、また北方町さんから選出されたのかなというところも、ちょっと教えていただきたいなと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（若園五朗君） 五井事務局長。

- 事務局長（五井淳人君） 質疑にお答えいたします。

公平委員会の委員に関しましては、当広域連合の規約に準じ、構成されております。公平委員会委員は、3名の委員をもって、これを構成するものとしております。

選任の内容につきましては、先ほど説明したとおりですが、任期につきましては4年としております。

ここで行う事務につきましては、事務的な処理としまして、各組織市町及び当広域連合の職員の不服等ございましたときに審査を行うものとして、組織市町から各1名の委員を選出いただいております。

今回は、北方町選出委員の任期が切れますので、北方町から推薦いただいたということになります。

以上です。

- 11番（棚橋敏明君） 分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

- 議長（若園五朗君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

議案第11号に対し、まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第11号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第12号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第12号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については可決されました。

次に、日程第13、議案第13号 もとす広域連合監査委員条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第13号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

次に、日程第14、議案第14号 もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

続いて、日程第15、議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する事項の協議を経た後、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略し、最終日に

質疑、討論、採決を行うことに決定しました。

次に、日程第16、議案第16号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第17、議案第17号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

次に、日程第18、議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第18号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第18号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する事項の協議を経た後、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については、委員会付託を省略し、最終日に

質疑、討論、採決を行うことと決定いたしました。

次に、日程第19、議案第19号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

最後に、日程第20、議案第20号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

付託案件等につきましては、各常任委員会での審査、協議をお願いいたします。

次回の本会議は、11月7日午前9時より開会します。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時20分

令和7年第2回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和7年11月7日（金曜日）午前10時29分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第13号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第14号 もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第16号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第17号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第19号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第20号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 広瀬守克 | 2番 | 藤橋直樹 |
| 3番 | 若原達夫 | 4番 | 古野裕美子 |
| 5番 | 河村正通 | 6番 | 堀田靖則 |
| 7番 | 翠昭博 | 8番 | 高橋知子 |
| 9番 | 関谷守彦 | 10番 | 馬渕ひろし |
| 11番 | 棚橋敏明 | 12番 | 若園五朗 |
| 13番 | 井野勝巳 | 14番 | 飯尾龍也 |
| 15番 | 鏝本規之 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------|---------|---------------------|-----------|
| 連 合 長 | 藤 原 勉 | 副 連 合 長 | 森 和 之 |
| 副 連 合 長 | 戸 部 哲 哉 | 事 務 局 長 | 五 井 淳 人 |
| 総 務 課 長 | 川 村 忠 彦 | 介 護 保 険 課 長 | 野 田 秀 樹 |
| 会 計 管 理 者 | 白 井 誠 | 老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長 | 大 塚 修 |
| 療 育 医 療 施 設 長 | 吉 川 博 喜 | 衛 生 施 設 長 | 喜 多 川 正 義 |

職務のため出席した職員

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 書 記 長 | 桂 川 伸 哉 | 書 記 | 田 中 久 子 |
| 書 記 | 坂 上 翔 | | |

開議 午前10時29分

◎開議の宣告

- 議長（若園五朗君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（若園五朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

◇関谷守彦君

- 議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可します。

9番、関谷守彦君の発言を許可します。

関谷守彦君。

- 9番（関谷守彦君） おはようございます。

議席番号9番、瑞穂市の関谷守彦です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、お手元のほうにも配付されておりますように2点ありまして、1点は、第10期介護保険事業計画などについての質問、そして、もう一点は、先ほどもいろいろありましたけれども、大和園、養護老人ホームについての質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、まず最初に、第10期の介護保険事業計画などについてということで質問をしたいと思っております。

介護保険制度については、いろんな改正というか、改革というか、そういったものが執り行われまして、現在厚労省では、社会保障審議会介護保険部会において、様々な議論がされているところであります。厚労省では、各地での訪問看護について、人員基準の緩和などを打ち出しておりますし、さらに問題になっておりますのは、1つにはケアプランの有料化、そして、2つ目には介護1・2を保険給付から外してしまう、そして、3つ目には2割負担の拡大、こういったことが大きなテーマになって、今議論がされているところであります。

そんな中で、広域連合におきましては、ちょうど今年度が第9期の介護保険事業計画、3年ごとにつくられると思っておりますけれども、そのちょうど真ん中の年になる、令和6・7・8年度ということで作られて、今実施

されているところであります。

私、たまたま第9期の事業計画書、これを見させていただきますと、令和6年度から実施ですけれども、そのちょうど2年くらい前から事が既に始まっておりまして、記憶によりますと、令和4年9月には第1回の策定委員会が開かれ、その後はアンケートもしっかり取られて、令和6年1月に策定委員会において最終的な計画案がつけられたと、そんなスケジュールというか、経過も記されておりました。

そこから類推しますと、第10期の計画というのは令和9年度からスタートということですので、前回のスケジュールを見ますと、若干遅れぎみというか、少なくともまだ公表はされていないという、恐らく事務局のほうでは、いろんな準備を進めてみえると思いますけれども、前回よりはちょっと、策定委員会の設置とか、そういったのが遅れているんじゃないか。

策定委員会についても、特にこれまで、私もお話を聞いたことはなかったものですから、そこら辺の実際のスケジュールが今どんなふうに進んでいるのか、そういったことについて質問をしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議員のご質問にありました第10期介護保険事業計画につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

令和7年度は第9期介護保険事業計画の中間年度でございます。現在、計画内容に沿って、鋭意進めているところでございます。

第10期介護保険事業計画は令和9年度から令和11年度を計画期間としており、計画を策定するため、もとす医師会、大学教授などの識見を有する方をはじめ、各地域の代表など介護に携わられる方で構成する策定委員会を設置し、開催をしているところでございます。

第10期介護保険事業計画は、来年度末までに策定ができるよう進めております。今年度におきましては、第1回策定委員会が9月30日に実施されたところでありますので、そこでスケジュールも確認をしております。そのスケジュールで、説明をさせていただきたいと思います。

令和7年度には、国により義務づけられておりますアンケート調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査をはじめ、ほかに任意の調査、独自の調査を含めて、合計7つの調査を実施する予定であり、これらのアンケートの調査を通して、当広域連合管内の高齢者や、介護に関する状況や傾向を把握いたします。今まさに調査を進めているところでございます。

令和8年度は、これらのアンケートの調査の結果を分析・精査をいたしまして、6回ほどの策定委員会を行い協議をして、各市町のパブリックコメントを経た上で、第10期の介護保険事業計画を策定してまいります。

議会への説明につきましては、第9期計画のときも同様でございました。

が、次年度の10月議会において、第10期介護保険事業計画の進捗に関する中間報告、翌年の2月議会にて、介護保険関連の条例改正をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） 今のご説明ですと、9月30日に第1回目が開かれているというお話で、たまたま議会にまだ報告していない、そういうようなお話かなと思います。

そうしますと、策定委員会には議員の代表も出るようになっていたのかどうか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（若園五郎君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） 自席にて失礼をさせていただきます。

ただいまのご質問におきましては、委員21名のうち、第1号委員として識見を有する方、第2号委員で被保険者を代表する方などで構成をされております。その中で、今回委員としてお願いをしている方といたしましては、総務介護常任委員会の委員長様に出席をしていただいておりますので、今回もお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） そうしますと、9月30日開会ですので、今回、10月に委員長交代ということでもありますけれども、ここら辺は充て職でやってしまうということ、慣例的にやっているのか、特に委員会のほうでも、そういった報告は一切なかったものですから、そこら辺については、どのような考え方で進めているのでしょうか。

○議長（若園五郎君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） 今回、9月30日の実施につきましては、ちょうど改選のときであったということがございました。委員さんをお願いして、第1回は終了させていただきました。第2回につきましては、新たな総務介護常任委員長様に出いただくような形になっておりますので、第2回開催の際にはまたご通知をさせていただいて、審議のほうに加わっていただいて、お願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） ちょっと確認ですけれども、そうしましたら、9月30日には議会の代表は出ていないということなのか、前の委員長さんがやってみえたのか、これはどちらでしょうか。

○議長（若園五郎君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） すみません、説明が足りませんでした。

前委員長さんに出席をしていただいて、審議をしていただいております。以上です。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） 分かりました。たまたま、ほかの議員には連絡がされていなかったというふうに思っておけばよろしいわけですね。分かりました。

では、具体的な話にいきますけれども、先ほども述べましたように、介護保険の負担割合等を、2割負担を増やすとか、要介護1・2を在宅サービスかな、保険給付から外す、そういったことなどがいろいろ議論されているところで、いずれ私としては疑問を持つところでもありますけれども、そういった中で第10期の事業計画、どのようなことが大きな柱になっていくのかについて、どんなふうに考えてみえるのか、教えていただければと思います。

○議長（若園五郎君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） 現在、国では、介護保険料の負担割合を2割、3割へ拡大していく議論であったり、要介護1・2を介護保険から外すというような議論がございます。しかし、これらは令和6年度の介護保険制度の改正には含まれておりません。3年後の令和9年度に再度議論され、結論が出されるとの事を聞いております。

現在、国で審議されております「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会、中間取りまとめにおきましては、基本的な考え方といたしまして、1、「地域包括ケアシステム」を深化、2、地域軸・時間軸を踏まえたサービスの提供体制確保、3、介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援、4、地域の共通課題と地方創生ということが示されております。

当広域連合におきましても、これらの考え方を念頭に置きながら、第10期計画の大きな柱となる基本目標を定めていくことになると考えております。

基本理念として引き継がれております「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を大事にしながら、具体的な事業を通して目標達成に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） いつまでも自分らしく生きていくということを大きなテーマとして、その計画もつくっていきたいという、そういうお話だったかと思います。

それで、私、資料の第8期の計画とか第9期の計画を見せていただきまして、たしか4つか5つだったかな、具体的な目標とかが示されていたと思いますけれども、その中で目についたのが、3つ目だと思いますけれども、認知症の施策の推進ということが掲げられております。

その内容を見ますと、認知症サポーター養成講座とか認知症カフェなどの取組、数字的には一定前進が見られるというような報告もあり、それを

さらに進めていくというようなことが、9期の計画でも掲げられているところだと思えます。

どちらにしても、認知症の問題というのは、身近なところでいけば、車の運転も含めて、よく防災無線なんかでも行方不明の話とか、そういった身近な問題としても、なかなか今出ているようなことであり、今後も大きな課題だというふうに私も思っているところでもあります。

そして、第8期と第9期の記載内容、これを比較させていただきますと、正直言って、ほとんど文言が変わっていないというか、あれっ、また写しかなという感じのところでありましたけれども、そういったことで、本当に推進していくという観点からすれば、もう少し詰めていく必要があるのではないかということを感じているところでもあります。

認知症そのものが、いろんな角度からこの問題って、あるとは思いますがけれども、より具体的な取組をしていくということで、この広域を構成する3市町、そういった取組についても、一定の先導していく、そういった必要があるのではないかというふうなことを考えております。

そして、第9期の計画の認知症の前のところを見ますと、介護予防・健康づくりというのがありまして、そこでは口腔ケア、口の中のケアを推進していくということが掲げられておりました。具体的にはどう取り組むか、あんまりはっきりしませんでしたけれども、例えば認知症予防として、各市町で取り組む健診項目とか、そういった中に認知症検査、あるいは聴力検査というのは、これは瑞穂市でも今年度から、補聴器の助成というのが始まりました。話を聞きますと、思った以上に申請があって、50件を超えて、補正も組まなければならないのかという話も聞いているところでもあります。

それだけ、ある意味では関心もあるし、特に耳が聞こえなくなるということが、社会的な孤立を招くという状況もあって、そういった検査も加えるべきじゃないか、これは私も個別に市のほうにはお願いをしているところでもありますけれども、例えばこういったことも含めて、広域連合として、認知症検査の問題、あるいはこういった聴力検査の問題、こういったことを推進する、あるいはそういうのをサポートしていく、そういったことが提起としてあってもいいんじゃないかということをおっしゃっていただいておりますけれども、そういったことについてはどのようなお考えがあるのでしょうか、お願いします。

○議長（若園五朗君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） 認知症に関しましては、令和6年に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されておりました、これに沿って、共生として、認知症サポーター養成などによる理解促進を行い、認知症の人や家族のニーズに合った支援が提供できる体制づくりを行うこととなりました。

予防としまして、認知症カフェや通いの場への参加を促し、家族や認知

症サポーターの見守りなどにより早期発見・早期対応につなげることで、認知症の進行予防を推進することとしております。現在、第9期の計画においても、基本目標として掲げております認知症施策の推進、これを踏まえまして、組織市町において取組がなされておるところでございます。

共通の取組といたしましては、一般住民向けの認知症サポーター養成講座、小中学校などを対象とした認知症キッズサポーター養成講座、また一般住民向けの認知症講座、認知症カフェなどがあり、加えて組織市町の現状に合わせた独自の事業を、それぞれ工夫しながら実施をしていただいているところでございます。

議員ご提案の認知症予防として、認知症検査や聴力検査を健診等の検査項目に追加することにつきましては、現在、介護保険課のほうでも定期的に行っております組織市町や関連団体との協議の中で、より積極的に取り上げていきたいと存じます。

今後も、関連する法令や制度の改正を注視しながら、組織市町の担当部署と連携をして事業の推進に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） ありがとうございます。

どちらにしても、具体的な項目というか、そういったことも含めてきちんと提起をされたほうが、やっぱり進めるほうも分かりやすいとは思っておりますので、ぜひご検討のほど、お願いしたいと思います。

この介護保険事業計画、一番のポイントは、何といたっても、3年に1回介護保険料を見直していくと、それを決める、そこが一番の大きなところだと思っております。

そして、第9期の介護保険料については、計画の中では、介護保険給付費準備基金、いわゆる積立金を4億円ほど取り崩して、年間の保険料基準額7万2,200円を現状維持するというふうな方針が決められました。いわゆる介護保険料は上げをしないと。ただし、10段階あったのが13段階に広げられて、所得が500万円以上の方ですかね、そこら辺からは結果的にはアップしているという、そういった措置が取られたと思います。

では、実際には6年度から新しい介護保険、第9期がスタートしたわけですけれども、4億円を取り崩すという前提で進められたんでありますけれども、じゃあ実際に保険料不足のために基金を取り崩したかどうか、そして現状はどうなのか、そういったことについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（若園五郎君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） ただいまご指摘にあったとおり、第9期介護保険事業計画の推進においては、基金を取り崩して対応するということを考慮しておりました。ただ、実際には基金の取崩しまでには至っておらず、予算内での執行ができているところでございます。

しかしながら、今議会にも上程させていただいております令和6年度の決算を見ましても、介護・介護予防における各種サービスの給付費は着実に伸びている現状がございます。以降においても高齢者人口は増加し、介護を必要とする人も急激に増えていくことが見込まれております。要介護者の増加に伴い、介護保険サービス給付費も比例して増加をしていきますので、介護保険財政を圧迫していくことは必至でございます。

介護保険制度を安定的に持続していくためには、介護保険特別会計の執行状況を注視しながら、不足が明らかとなるタイミングを見計らって基金の取崩しを行い、繰入れをさせていただきたいと考えております。

当広域連合における現在の介護保険料の基準額は、先ほど申し上げましたが、年額7万2,240円、月額6,020円となっており、この金額は、第7期の計画期間、年度でいいますと平成30年度から第9期計画期間の最終年度である令和8年度までの9年間変わらず、据置き状況となっております。

第7期、8期におきましては、各年度における介護給付費見込額の推計から基準額を割り出し、金額を設定しており、第9期計画においては、さらに所得の段階を10段階から13段階に設定をし、所得の高い方に負担をお願いすることとしたため、基準額を据置きとした経緯がございます。

さきにも述べましたが、今後財政が逼迫する状況を鑑みますと、基金取崩しによる繰入額と保険料基準額による収入とのバランスを考慮しながら、今後の第10期計画においても策定委員会において、慎重に保険料基準額を設定していく必要があると考えております。

以上になります。

○議長（若園五郎君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） もちろん給付のことを考えなくちゃいけないということで、それも含めて、当然、今後検討していくということだと思います。

この辺の問題については、若干前にも、常任委員会でも議論があったところでもありますけれども、数字的に私もちよっと見ますと、6年度の決算においては基金から繰入れが2,300万円あって、積立てに6,000万円積み立て、結果的にいうと3,700万円ぐらい、基金を積み増したということになっております。

その一方で、繰越金というのは、結構大きな額で持ってみえるということで、6年度決算では5年度からの繰越しが4億900万円かな、ほぼ4億円ほどあり、補正予算で見ますと、繰越金としては3億4,000万円かな、次のときにはそのくらいに減るだろうということで、ここら辺全部勘案しますと、繰越金と基金を合算すれば、3,000万円かそこらの減になっているのかなというふうに思っております。

しかし、11億8,400万円の積立て、これ介護保険料としては年間で、決算で見ますと18億8,700万円という収入ですので、実にその62%、3%ですか、6割以上に相当する額を積み立てていると。さらに繰越金も

入れれば8割という、ある意味では、積み立て過ぎではないかというふうには私は思うんですけども、そんな状況であると思います。

であるならば、もちろんこれは今後の検討ですけども、逆に言えば、積み立て過ぎであれば、現状維持ないしは引下げということも、一つの選択肢として考えるということになるのではないかと考えているところなんですけれども、そこら辺についてのご意見があれば、お答え願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 野田介護保険課長。

○介護保険課長（野田秀樹君） おっしゃられるとおりでございます、決して積立額を上げていくことが目的ではございません。いざというときに繰り入れて運用ができるようにということを考えておりますので、先ほども申し上げたとおり、今後のことを鑑みますと、やはり保険料等々上がっていくことを考えておりますので、適切に策定委員会の中でも考慮いたしまして、保険料額の設定、基金の繰入れ等を考えてまいりますので、よろしく願います。

○議長（若園五朗君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） ありがとうございます。

ここら辺の繰越金、それから積立金、そういった要件を踏まえて、今後、策定委員会で案をつくられ、最終的な結論に持っていければいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺を考慮して計画、策定委員会でもご検討をお願いできればと思っております。

では、第10期の計画につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、大和園のことについてお尋ねをしたいと思います。

私もこの広域の議員になって初めてのときに、よく分からないもので、初歩的な一般質問をさせていただいたわけでありましてけれども、令和6年度の決算報告では、令和5年11月から始まった養護老人ホームの契約入所の実施、あるいはサービス事業など、大幅な増があったというような報告がされております。

今回、1つ目については、こういった介護保険サービスの事業の稼働率の問題、それから2つ目には、この間、新しく取り組んだことについての現状について質問をする予定でありましたけれども、先ほど資料も出されておりますので、そこら辺のことについては割愛というか、ちょっと飛ばさせていただくということでお願いをさせていただきます。

それを踏まえて、先ほどの議論の中でもいろいろ、鏝本議員のお話もありましたけれども、それに対し、大和園さんのほうでは、幅を広げることが必要だというような、つまり規制緩和的な部分ですね。これは国の施策の問題になってくるもので、私たちとしては直接には手を下すことは難しい部分ですけども、いろんな要望を出していくことは非常に重要なことだとは思っております。

そういった中で、一番大きいのは措置入所の問題でありますけれども、

ほかの事業については、それこそ稼働率が9割ということは、ほぼ満杯状況、当然出入りもあるわけですから、非常にぎりぎりのところでやっていると。それを超えたら、それ以上は当然、人を受け入れることはできませんので、待機者が発生する問題もありますし、財政的にも、それ以上は増えるはずもないということになると思います。そういった意味で、一番やっぱり課題になっているのは、措置入所者をいかに増やしていくかという話に、結局は一番の課題、そこに尽きるのではないかと私は思っております。

そうやって入所者が20名を超えれば、1人当たりの措置費10万円ぐらいかな、措置費用としては下がるという、そういうメリットもあるという、そういった料金体系がつくられているということでもあります。そして、現実的にも、ほかの市町にある施設、それに比較すると、10万円前後ぐらい大和園が高いというところで、なかなか高いところにわざわざ持っていくのかというのも、各市町の判断としては当然出てくるころだと思います。

そういった中で、しかしその一方で、各市町へのアンケートを取られた中では、結局、大和園を最後のとりでというふうに、そういった表現をされるほど、なくてはならないものだという話も出ております。だったら、ここら辺をどう考えるのか、非常に難しいところだと思いますけれども、これをきちんとやってくためには、何といたってもそれぞれの市町の首長さんの考え、これが大きく影響してくるのではないかと思います。

先ほどの説明の中で、今年度いろいろ説明をして、入所者が4名増えたというお話もありました。そこら辺はきちんと説明することによって、広がっていく可能性はあるわけでありましてけれども、そこら辺を、やっぱり広域の施設としてきちんと成り立たせる、そして最後のとりでを守っていくためには、きちんとそこを財政的にも成り立たせるようにする、そこが一番肝心なことだと思いますけれども、このことについては、各市町の問題になってくると思います。

そういった意味で、連合長のほうにお尋ねしたいと思っておりますけれども、広域の連合長として、あるいは本巢市の市長としての立場も含めて、こういったことについて、より積極的に各市町が取り組めるよう指導をしていただけるようお願いしたいなと思っておりますけれども、そこら辺についてのお考えがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 藤原連合長。

○連合長（藤原 勉君） それでは、今、3つ目の質問のほうにお答え申し上げます。

関谷議員のほうから、そういうお話が今ございましたけれども、措置入所というのは、別に首長の個人判断で措置入所するという、そういう仕組みではございませんので、先ほど来、大和園のほうでもいろいろお答えしておりますように、措置入所のほうはやっぱりこれまでも、組織市町にお

きまして適切に、どういった方を措置入所に入れるかということは、個々の状況とか、それから本人の意向なども踏まえて、それから介護サービス、また生活環境等々も含めて、各市町で判断をしていただいております。

そういった中で、決定されたものを、大和園の措置できるものにつきましては、大和園へ入所させていただいているというのが現状でございます。10月1日現在の入所者数は15名というふうになっておりまして、全て組織市町のほうで、この措置入所がこういう方は必要だということで判断をされて、入所させていただいているということでございまして、今後、経営がこうだから、各市町で積極的にここに入れようという、そういう判断にはならない。やっぱり措置入所は、どういった方を入れるかということは、それぞれ各市町で関係者、そういった方々のしっかりとした判断の下に措置しているということでございますので、今後もそういう方向でやっていきたいなと思っております。経営とは切り離して、我々のほうは考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（若園五朗君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） もちろん、経営のために措置入所者を増やすとか、そういう話ではもちろんないです。

ただ、実際の中で、措置する養護老人ホームを判断する場合に、どうしても安いところはないかということで、各担当者は探します。そのときには当然、大和園も対象にはしてみえろと思えますけれども、そこそこのやっぱり財政事情とかあって、なかなかそれを進めにくいというものがあると思っておりますので、そこら辺をどうサポートしていくのかということが、ある意味では求められていると思えます。

そういった形で、大和園以外のところに持っていく、そして、あるいは、取りあえず場所がないからということでショートステイをつなぎにつないで施設を探して、そこができればそちらに持っていくというやり方が、たくさんとは言いませんけれども、そういった状況もあるんだということでもありますので、措置費については当然、地方交付税の算入対象ということで、たしか34名が基準だったと思えますけれども、各市町において、そこら辺も考慮してそういったことを、ある意味では逆の意味で、大和園以外を無理して探すのではなくて、やっぱり現実、大和園が存在するのであれば、そこを一定の大きな選択肢として考えてもらう。それをするには、なかなか各担当者だけの判断では難しい部分がある、何となくやっぱりプレッシャーみたいなのは当然あると思えますので、そこら辺を上手に持って行っていただきたいというのが率直な思いであります。

そこら辺について、もし、先ほどの回答以上のものがあれば連合長、あるいはほかの市長さん、あるいは町長さんでも結構ですけれども、あれば、お話ししていただければと思います。

〔「特に」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君）　　そういうことで、ぜひ措置入所というのは、やっぱりいかに増やせるかという観点で、それはそれで持つていく必要があると思いますので、ぜひ強力な推進をお願いしたいと思っております。

それと、最後の質問でありますけれども、障がい者のためのショートステイというのが実施されてから既に1年、2年たつかなと思っておりますけれども、私もそこら辺なかなか分かっていないもので、市の担当者の方にもいろいろ話を聞きました。大和園としてやっているのは、緊急ショートステイということで取り組んでもらっていると。柔軟に対応していただいているので、非常に助かってありがたいという、そんな声もお伺いをしているところであります。

ただ、一般的なショートステイでなく、緊急のショートステイということでもありますので、大和園から障がい者の方が外へ出ていく際には、交通の便とか、そういったものがなく、通常ですと保護者の方が送迎するというパターンが、ある意味では普通かなと思います。ただ、緊急のショートステイというのは、保護者の方に事情があつて、ショートステイをお願いしたいということで、当然、保護者の方が送迎するということは、非常に難しい状況であるのが現実だと思えます。

例えば、一定の期間ということでもありますと、自分が通っている作業所へ行くということも、1日、2日であればお休みということもあり得ると思うんですけれども、1週間とか2週間になってくると、逆にその人たちの生活が乱れてくるということになりかねないということで、こういった送迎をどうしていくのかということで、非常に困っているというお話も聞いているところであります。

それから、もう一点、いろいろ要望はやっぱり出るんですけれども、職員の方、当然これまで、介護ということは基本にしているところですので、ここで障がい者の方を受け入れるということは新たな負担ということに、現時点ではやっぱりなると思えます。

そういった中で、当然研修とか、十分されていると思えますけれども、そういったことについて、しかも、これが定期的にずっとあるのであれば、一定慣れてくるということもあると思うんですけれども、なかなかまだ、そういうところまではいっていないという現状もありますので、そこへの不安感みたいなものが出てきております。

そういった声を聞くんですけれども、なかなかこれ、じゃあ簡単に解決できるかという問題でもないかもしれませんが、何かそこら辺について、大和園としての取組、それから保護者の方へお話しする際の取組とか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（若園五朗君）　　大塚大和園長。

○老人福祉施設大和園長（大塚 修君）　　改めまして、おはようございます。

では、お答えいたします。

作業所への送迎におきましては、基本的には事業所のサービスの一環と

して行われるものであり、大和園が送迎を行うものではありません。ただし、送迎に関する相談などがありましたら、応えられる範囲で協力はしたいと思っております。

また、障がい者の対応につきましては、新たな取組でもありましたので、障がい者施設への視察や障がい者施設の職員の方を講師としてお招きし、研修や勉強会なども実施してきました。

常時、医療行為を有する方などで、施設の設備上、受入れが難しいケースを除き、現在は、事前面談などを通じて支援方法や内容などを協議した上、ご本人及びご家族が安心して利用していただけますよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（若園五朗君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） 送迎ができない問題については、一番いいのは事業者の方が送り迎えしていただけるのがいいということ、ただ大和園というのは、確かに瑞穂市ですけれども、どうしても一定の距離があるということで、じゃあ、その作業所の方がそこまで送迎できるかということ、なかなか難しい課題でもあるかなと、そこら辺は当然、協議の中身だと思えますけれども、正直思うところです。

本巢市内のところであれば、逆に、そういうことは送迎可能か、あるいは当然、大和園としても、いろんなサービスやってみえますので、そこでの送迎の仕組みもあると思えますけれども、そういったところに便乗するとか、そういったことというのは可能性としてはあり得るのかどうか、そもそも性格が違うものを一緒にするのは問題かとは思いますが、そういった便宜を図ることができるのかどうか、お答えもらえればと思います。

○議長（若園五朗君） 大塚大和園長。

○老人福祉施設大和園長（大塚 修君） 自席にて失礼させていただきます。

今現在では、そういったサービスはございませんので、今後協議を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若園五朗君） 関谷守彦君。

○9番（関谷守彦君） なかなか保護者の方から話を聞きますと、いろんな問題が出てくるわけなんです。なかなか一朝一夕にはいかないという難しさもあると思います。

瑞穂市辺りですと、一応この間、各年度、1人以上は何とか使ってもらっているという話は聞いておりますけれども、またこれが、ほかの市町も含めて大いに活用されるよう、せっかくのものでありますので、していただければということをお願い、そこら辺を含めて、ぜひ大和園さんとしてもできることはお願いをして、私の本日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- 議長（若園五朗君） 9番、関谷守彦君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。



◎議案第13号及び議案第14号の一括上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

- 議長（若園五朗君） 日程第2、議案第13号 もとす広域連合監査委員
条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第14号 もとす
広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを一括
議題といたします。

議案第13号及び議案第14号については、総務介護常任委員会に審査を
付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。
総務介護常任委員長、若原達夫君。

- 総務介護常任委員長（若原達夫君） 総務介護常任委員会委員長、若原達
夫です。

ただいま一括議題となりました議案第13号 もとす広域連合監査委員
条例の一部を改正する条例について及び議案第14号 もとす広域連合職
員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして、総
務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定
により報告いたします。

総務介護常任委員会は、10月30日午前9時より、本巢市役所旧真正分
庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員と若園議長が
出席したほか、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護
保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説
明を受けました。質疑、討論、採決、または協議を行いました。

議案第13号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に
入りましたが、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決
の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

議案第14号につきましては、執行部より補足説明を受けた後、質疑に
入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁、議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員からの、今回の条例改正を受けて定め
ることになる規則はどのような内容かとの質疑に対し、規則については国
の関連法令で定めた内容を承継する形であるとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の
結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若園五朗君） 議案第13号について、委員長報告に対する質疑を
行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第13号に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号 もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第14号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第14号に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号 もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第15号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、若原達夫君。

○総務介護常任委員長（若原達夫君） ただいま議題となりました議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてについて、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定により順次報告します。

議案第15号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

特に報告すべきものとして、委員からの、民生使用料の敷地占有使用料について決算額が計上されていることに対し、予算額がゼロ円である理由は何かという質疑に対し、大和園に設置されている自動販売機に係る敷地占有使用料について、年度途中で事業者からインボイス対応の請求書を求められ、インボイス登録をしている会計が一般会計のみであることから、一般会計で収入する対応をしたことによるものとの答弁がありました。

続きまして、市町村負担金の均等割が594万円増えたとの説明があったが、職員の給与が増えたことによるものかとの質疑に対し、主に人件費が280万円程度、委託料が260万円程度増えたほか、新たに金融機関への振込手数料が140万円程度計上されたことによるものとの答弁がありました。

続きまして、会計管理費における職員給与等について、2人で約630万円は少ないと思われるが、その詳細はとの質疑に対し、2人のうち1人は育児休業中の職員であり、共済組合の負担金等の支払いはあるが、給与としての支払いがないことによるものとの答弁がありました。

続きまして、指定金融機関による窓口業務の在り方について検討しているのかとの質疑に対し、現在、来年度の窓口業務の廃止について、指定金融機関と協議中である。窓口業務がなくなった場合、職員が金融機関に赴いて手続を行うことになるものとの答弁がありました。

なお、その後、質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、馬淵ひろし君。

○療育医療衛生常任委員長（馬淵ひろし君） 療育医療衛生常任委員会の委員長の馬淵でございます。

ただいま議題となりました議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてについて、療育医療衛生常任委員会に

おける協議の結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、11月4日午前9時より、本巢市役所旧真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名の全員の出席と若園議長が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第15号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から、衛生施設に係る公債費について、据置期間が3年と説明があったが、償還スケジュールはどうなっているかとの質疑に対し、執行部からは、令和2年度の起債分については、据置期間を経て、令和6年度から1,800万円程度の償還が始まっており、令和7年度からは令和3年度の起債分の償還が始まるため、合わせて年4,000万円程度の金額となる。これが令和17年度まで続き、令和18年度に令和3年度分の償還を終えるスケジュールであるとの答弁がありました。

続きまして、今後、起債の償還により、市町負担金が増えるということかとの質疑に対し、執行部からは、お見込みのとおり、組織市町に負担をお願いすることになるとの答弁がありました。

続きまして、維持補修工事を行うことで、今後どの程度の期間、現在の施設を稼働させる計画であるのかとの質疑に対し、執行部からは、令和2年度から令和3年度にかけて、長寿命化計画に基づいて衛生施設基幹的設備改良工事を施行しており、その後15年間の長寿命化を見込んでおり、令和18年度に起債の償還を終える頃まで施設を稼働させる方針であるとの答弁がありました。

続きまして、衛生施設に係る剰余金について、どのような取扱いとなっているのかとの質疑に対し、執行部からは、前年度の剰余金や年度中の契約差金を基金として積み立てている。取崩しの考え方については、緊急修繕等が発生した際に取り崩すことがある。不測の事態に備えて、施設の再調達価格の1割に相当する額を積み立てて運用する方針としているとの答弁がありました。

続きまして、休日急患診療所における会計年度任用職員について、職員数が増えている。患者数が減少するかもしれない状況の中で、今後もこの人数を維持するのかとの質疑に対し、執行部からは、時期によるが、1日当たり2人から3人を配置している。ローテーションを組むため、一定の人数を確保する必要がある。人件費の増加は職員数が増えたことによるものではなく、人事院勧告を受けたことによるものであるとの答弁がありました。

続きまして、今後、人件費が増えていくことが予想されるが、患者数は減少している。今後の考えはとの質疑に対し、執行部からは、今後の方向性について、近隣の同じような施設の情報を得ながら、取り組むべき課題について検討を進めたいとの答弁がありました。

続きまして、本巢市に診療所が2か所あるが赤字である。もとす広域連合では何か対策を講じているのかとの質疑に対し、執行部からは、一般の診療所とは異なり、休日などの緊急時にサービスを提供する場所である。その中で、でき得る限り収支が均衡するように対応していきたいとの答弁がありました。

続きまして、療育センターの利用について、北方町の利用者が増えた理由は何かとの質疑に対し、執行部からは、保育園や幼稚園からの紹介が増えたことなどによる。保健センターでの健診等を通じての相談は、その他の市町と大きく変わらないとの答弁がありました。

続きまして、子供の数が減っている中で療育センターの需要が増えているが、職員は確保されているのかとの質疑に対し、執行部からは、募集をしても応募が少ない状況であり、会計年度任用職員が2名欠員となっている。そうした状況であるが、資質を見て採用していくとの答弁がありました。

続きまして、療育センターの利用者が小学校に入学した際、支援が途切れてしまうため、フォローアップにも関わっていただきたい。また、療育センターを通して保護者が関わりを持つことがあるが、それぞれ別の学校に入学することで、その関わりが断たれてしまうため、連携をしていただきたいとの要望がありました。

その後の質疑については、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第15号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番、鏑本議員。

○15番（鏑本規之君） 今、委員長報告の中において、衛生施設のことについての報告があったわけであります。いつから始まって、いつ終わるのかというような中があったわけであります。

衛生施設については、補助金の対象まで行くと、返還が行われるまで使いますよというような説明があったわけであります。けれども、返還のことについては、条件をある程度満たせば、返還義務が免除されるということがあります。特に衛生施設等々においては、のうとこうとがあったわけでありますけれども、のうにおいてもこうにおいても、今の状況等々において、時代背景から鑑みたときに、施設改良等、また返還義務等々において、改善をすればよしということになれば、返還義務が免除されると聞いております。本巢市においても、その方向で今、検討している施設もある

わけであります。

この広域においても、国の方針等々において、衛生施設を利用して発電、またリンの産出、また農業における肥料等々として活用できることが多々あるわけであります。

残念ながら、今の広域の衛生施設の中にはそういう事業が含まれていないことを鑑みて、今後そういうものを取り入れて、新しい施設にするようなことはどうかというような発言はあったのか否か、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 馬淵ひろし君。

○療育医療衛生常任委員長（馬淵ひろし君） 鏑本議員からのご質問にお答えしたいと思います。

委員会の協議の中では、執行部からそのような説明はなく、また、委員からの質問もなかったということでございます。

その件につきましては、先ほど鏑本議員が全員協議会で執行部にご質問していただいたかと思いますが、改良に向けて検討していきたいというようなお話だったかというふうに思いますけれども、委員会の報告という意味では、そういった意見、質疑はなかったということでございます。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 15番、鏑本議員、発言願います。

○15番（鏑本規之君） 委員長報告の中において、診療所のことについて報告があったわけであります。その中において、執行部からの説明は、時期によるけれども、1日当たり2名から3名を配置しているというような答弁があったわけであります。

その後につきまして、本巢市に診療所が2か所あるが、赤字である、もとす広域連合では何か対策を講じているのかとの質問に対し、執行部から、一般の診療所とは異なり、休日などの緊急時にサービスをとというようなことが書かれて、報告があったわけであります。

私の知るところ、本巢市の診療所において、休日診療はやっていないというふうに記憶をしているわけでありましてけれども、これはどのような意味なのか、説明を求めたいと思います。

○議長（若園五朗君） 馬淵ひろし君。

○療育医療衛生常任委員長（馬淵ひろし君） 鏑本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、委員長報告4ページの下のところでございますが、本巢市に診療所が2か所あるが赤字であるというところについて、そのご発言をされた委員の趣旨だと思っておりますが、本巢市の普通の診療所ですね、そういったものがあるということございまして、そこは赤字になっているが、執行部のほうは、ここに書いてあるとおりではございませんけれども、休日に限り緊急時にサービスを提供する場所であるということでありまして、本巢市さんの診療所とは違うものですよという、違う性格の施設ですというお答えがあったところでありまして、同類に捉えているというわけではない

とは思いますが、今回、広域連合がやっている施設については、緊急時にサービスを提供するところだから、赤字、黒字という概念も少し置いておいた上で、必要なサービスを広域連合は提供しているというようなことの答弁であったかというふうに思います。

以上です。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第15号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号 令和6年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 続いて、日程第5、議案第16号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第16号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、若原達夫君。

○総務介護常任委員長（若原達夫君） ただいま議題となりました議案第16号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてについて、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第16号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員からの、保険料収入が2,000万円程度増加している。その要因は何かという質疑に対し、組織市町と収納ヒアリングを行うなど、普通徴収の保険料に対する滞納対策を講じてきたことで収納率が向上した結果であるとの答弁がありました。

続きまして、保険給付費が歳出の92%程度を占めるとの説明があった。介護保険サービスの利用に至る前の働きかけやアプローチは何か行っているのかとの質疑に対し、組織市町において関連する事業が行われている。今後も組織市町の介護保険担当課長や地域包括支援センターの管理者を交え協議を行い、さらに充実を図っていききたいとの答弁がありました。

続きまして、基金が11億円程度になるが、何か考えはあるのかとの質疑に対し、保険料の基準額は介護保険事業計画において、基金積立金も意識しながら設定している。今年度より第10期の計画を策定しており、基金積立金とのバランスを考えながら保険料の基準額を設定していくとの答弁がありました。

その後、質疑、討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第16号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番、鏑本議員。

○15番（鏑本規之君） 私ごとになるかもしれませんが、介護保険料が非常に高くなっている。このことについて、委員から何か質問があったのかと、もう一点は、保険料を払わない人が結構いるわけでありませけれども、そのことについて、徴収はどのようにされているのか。結構徴収率が上がっているというふうには、報告があったわけでありませけれども、そのことについての質疑等々はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 若原君。

○総務介護常任委員長（若原達夫君） それでは、鏑本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、前問の保険料が高いのでないかという質問に関しては、協議の中ではございませんでした。

続きまして、回収について、収納率についてですが、執行部の努力により年々向上しているとの答弁があったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
まず、反対者の討論を許します。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第16号に対する委員長報告は認定です。

議案第16号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号 令和6年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第17号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 続いて、日程第6、議案第17号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第17号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、棚橋敏明君。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君） 議席番号11番、棚橋敏明です。

ただいまより、老人福祉常任委員会、ご報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議案第17号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告いたします。

老人福祉常任委員会は、10月31日午前9時より、本巢市役所旧真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。若園議長を含む委員4名が出席したほか、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第17号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員からの、ユニット施設介護事業費における共済費について、予算現額の2割程度が不用額となったが、その要因はどの質疑に対し、大和園内部における職員の異動や職員の不補充があったが、予算の流用や減額を行わなかったことにより、不用額として残ったものであるとの答弁がありました。

続きまして、委員から、総務管理費における需用費の修繕料と同じく総務管理費の工事請負費について、どのような内容であったかとの質疑に対し、修繕料については、誘導灯設備修繕、特養合併処理浄化槽ポンプ取替修繕などである。工事請負費については、非常放送設備取替工事で、カラスの悪戯により停電が発生したことにより故障したものと答弁がありました。

続きまして、委員から、今回、財務書類は作成していないのかとの質疑に対し、当広域連合における決算の財務書類は、例年2月定例会で調製し、全員協議会において説明しているとの答弁がありました。

続きまして、委員から、施設介護サービス事業費における公用車借上料について、他の事業費に比べて低い理由は何かとの質疑に対し、他の事業費は普通車だが、施設介護サービス事業費は軽自動車であるためとの答弁がありました。

続きまして、委員からの、公用車に係るリース契約の内容はどの質疑に対し、リース期間は5年で、期間経過後は車検に合わせ、期間を2年とする再リース契約を結んでいる。いつまで再リースを続けるかについては、公用車の個々の状態を見て判断しているとの答弁がありました。

続きまして、委員から、市町負担金について、今後の見通しはどの質疑に対し、市町負担金は養護老人ホームの措置保護費であるが、措置に関しては減少傾向であるため、市町負担金が上がる見込みはないとの答弁がありました。

続きまして、委員から、今後の大和園の施設整備についての見通しはどの質疑に対し、財政難であるため、設備の更新が計画的にできておらず、故障したときに対応している状況である。今後、令和9年度末には蛍光灯の製造が終了するため、順次LED化を進めていく予定である。施設整備については、大和園活用推進プロジェクトチームにおいても議題に上げているところであり、特定建築物等定期調査や保守点検の結果により異常の有無や兆候を把握し、優先順位に基づく設備の更新、入替工事、修繕の計画策定を進めるとの答弁がありました。

続きまして、委員から、職員の状況について、一般行政職51人のうち、介護の資格保有者はどれくらいいるのかとの質疑に対し、事務職4人を除く介護職全員が介護福祉士の資格を保有していますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、職員のうち、ケアマネジャーの資格保有者は何

人かとの質疑に対し、居宅介護支援事業所に3人、特別養護老人ホームに2人、ケアマネジャーとして配属している。そのほか、資格保有者は3人ほどいるとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論については特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上、報告申し上げます。

○議長（若園五朗君） 質疑はございませんか。

15番、鏑本君。

○15番（鏑本規之君） 今、委員長報告の中において、今後の大和園の設備改善についての見通しについての質問に対して、財政難であるため、設備の更新が計画的にできておらずとの報告がありました。

また、監査委員の報告の中に、養護老人ホーム契約入所の改善等々によって、収入の増加といった経営改善の成果が見られるというような報告もなされている中において、財政難であるため、設備の更新が計画的にできておらずということになっていることについて、計画的にできるような方法として何かあるのかというような質問等々があったのか、お伺いをいたします。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君） 先ほどの鏑本議員より質問のございました財政難について、これから先々どうするのかとか、どんな状況か、深いところまでの質問はございませんでした。よろしいですか。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第17号に対する委員長報告は認定です。

議案第17号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号 令和6年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。

開会して2時間ぐらいたちましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午前 11 時 55 分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き、再開します。



◎議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第7、議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第18号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、若原達夫君。

○総務介護常任委員長（若原達夫君） ただいま議題となりました議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第18号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

なお、その後の質疑につきましては、特に報告すべきものではありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、馬淵ひろし君。

○療育医療衛生常任委員長（馬淵ひろし君） ただいま議題となりました議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第18号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、衛生施設の会計年度任用職員が1名減少しているが、このまま1名減のままいくのかとの質疑に対し、執行部からは、2名のうち1名減少したが、もう一名の就労時間を週24時間から週30時間に変更した。半年様子を見たが、現状の人数で問題ないとの答弁がありました。

その後の質疑については、特にありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五郎君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第18号 令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）は可決されました。



◎議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 日程第8、議案第19号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第19号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、若原達夫君。

○総務介護常任委員長（若原達夫君） ただいま議題となりました議案第19号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第19号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から、職員が講師を行ったため、研修委託料が減額となったと説明があった。講師を担うことができる人材が増えるよう、今後も職員の育成に努めていただきたいとの要望がありました。

続きまして、備品購入費の増額は何かとの質疑に対し、パソコンの更新

に対応したソフトウェアのライセンス購入費であるとの答弁がありました。
その後、質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第19号に対する委員長報告は可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第19号 令和7年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は可決されました。



◎議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第9、議案第20号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第20号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、棚橋敏明君。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君） ただいま議題となりました議案第20号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第20号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要に基づき、老人福祉施設特別会計の歳入歳出補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若園五朗君） 質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
まず、反対者の討論を許します。
討論ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第20号に対する委員長報告は可決です。
議案第20号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（若園五朗君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第20号 令和7年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）は可決されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 議長（若園五朗君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。
議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りします。
議会運営委員長からの申出のとおり、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査をすることに異議はございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 異議がないものと認めます。
したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。



◎閉会の宣告

- 議長（若園五朗君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。
令和7年第2回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年11月7日

議 長 若 園 五 朗

署 名 議 員

7 番 翠 昭 博

1 1 番 棚 橋 敏 明